エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成30年３月31日以前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等について、平成30年改正前租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の２第３項及び第４項（平成28年改正前、平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法第10条の２の２第３項及び第４項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「平成30年旧措法10の２」（平成27年分以前は「措法10の２の２」）と記載してください、

なお、平成25年４月１日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあっては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

（注）エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

１　記載要領

(1)「①」欄の「第　　号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が旧措法第10条の２（の２）第１項各号のいずれに該当するかを記載します。(2)「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

(3)「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ｉ＋ⅱ（※２）}}$$

ｉ…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、特定震災指定寄附金特別控除（（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）８）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（平成30年改正前所得税法（以下「旧所法」といいます。）所法95）、非居住者に係る外国税額控除（旧所法165条の６）及び震災特例法第10条から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「ｉ＋ⅱ」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の２の２第３項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(5)「⑬」欄及び「⑱」欄には、それぞれ『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑩」欄及び「⑨」欄のＢの金額を記載します。

(6)「㉓」欄の外書には、措法第10条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「調整前事業所得税額超過構成額Ｂ」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

旧措法第10条の２、旧措法第10条の２の２、平成30年改正法附則65、平成29年改正法附則45、平成28年改正法附則59、平成27年改正法附則59、平成26年改正法附則51、平成25年改正法附則35